

株式会社 晃正
代表取締役 大西 章雄

拝啓

貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、別紙の様な運送運賃料金収受のルールが改正され、弊社も新運賃の変更届を提出するように指示を受けておりました。

その旨6月4日に滋賀運輸局に変更届を提出致しました。

それにあたり7月1日より新規のお取引に於いて弊社も適用させていただきます。

尚、現時点(見積もり含む)でお聞きしている案件に於きましては該当せずにお受けさせていただきますのでご安心ください。

あくまでも7月1日以降の新規の案件(見積もりも含む)より実施となります。

健全な取引を行う上での処置ですので、どうぞご理解・ご了承を頂きます様よろしくお願い致します。

料金に関しましてはその都度お見積もりをさせていただきますのでお気軽にお問い合わせくださいませ。

どうぞよろしくお願い致します。

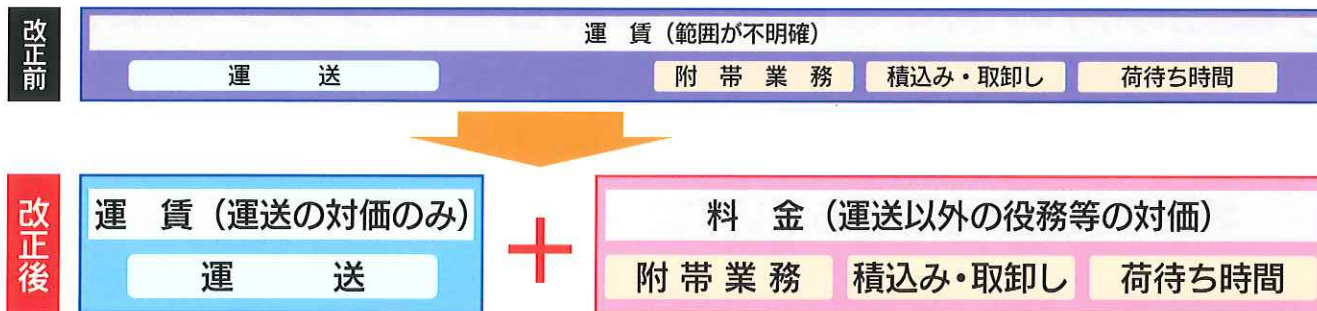
敬具

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていたいただきたいこと

✓ 運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。

▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。

✓ 運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。

▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

✓ 新標準約款を営業所に掲示する

▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。

✓ 運賃・料金表の変更届出を行う **H30年6月4日提出致しました。**

▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。